

令和元年度 第2回定例会(分散会)報告

テーマ 「総合支援法の細か～いところを書いてある『事業者ハンドブック』
持っている？読んでる？」

開催日時 : 令和元年9月27日(金) 19:00~21:00

<高崎会場>

開催場所 : 浜川こどもとおとなサポートセンター

参加者数 : 21名(正会員・賛助会員20名、非会員1名)

<伊勢崎会場>

開催場所 : 境地域福祉センター(社会福祉協議会境支所)

参加者数 : 11名(正会員8名、非会員3名)

内 容 :

○事業者ハンドブックの使い方、読み方をいくつかの事例を通して確認

- ・通院等介助の支援内容(2019年度版(以下同じ)P26 報酬告示 P.1043の通知)
- ・短期入所の年間利用日数(P1240 Q&A 年間利用日数の適正化)
- ・グループホーム体験利用(P1191~1192 Q&A 複数体験の場合、入居前提ではない体験もありうる)
- ・就労継続支援A型の対象(P486 サービスの対象)
- ・放課後等デイサービスの指標該当
- ・重度訪問介護の対象(P68、77 病院等に入院・入所(重心施設)していても使える)
- ・就労移行支援の再利用
- ・各サービスにおける医療連携体制加算
- ・児童発達支援の支給決定について(手帳未取得の場合の医師の診断書や意見書について)

○群馬県立盲学校 新楽先生による情報提供(高崎会場にて)

- ・ご自身が使われている視覚障がいの方向け機器、用具を紹介
(白杖、音声で読み上げるパソコン、iPhoneの視覚サポート機能「Voice Over」、
明るさや色を識別する装置)
- ・盲学校の視覚障害支援センターの紹介
その人に合った機器、道具などを紹介できる。盲学校に繋いでいただければとの内容。

☆今回、北毛会場の参加人数が少なく、西北毛地区で合体して行ないました。

事業所ハンドブック(報酬編)の活用について、今回初めて購入した・開いてみたという方、普段はググって(Googleで検索する)調べるからほとんど見ないという方、制度改正で加算を調べる時にはよく見ていたという方、様々でした。

障害福祉サービスの対象者や内容について、ハンドブックの報酬告示や留意事項通知、関係告示・通知、Q&Aに目を通し、相談者への情報提供や、市町村との協議に活用していくことを今回の定例会で学びました。



浜川こどもととなサポートセンター 地域交流スペース 明るく開放感のある会場をいつもありがとうございます！



就労移行支援の再利用について、ハンドブックに載っているか各テーブルで探し中…見る力、読む力が必要ですね^^



**伊勢崎会場 境地域福祉センター
ハンドブック買ってきました！という相談員も！
少人数で濃い情報交換ができました。**